

日米貿易協定による農林水産物の生産額への影響について(試算) 【暫定版】

令和元年10月
農林水産省

1. 試算方法(暫定版)

(1) 試算対象品目

関税率10%以上かつ国内生産額10億円以上の品目。

(2) 生産額への影響の算出方法

早期の情報提供の観点から、日米貿易協定の合意内容を踏まえ、「農林水産物の生産額への影響について」(平成27年12月)等のこれまで行ってきた算出方法に、直近の生産額や単価を当てはめ、暫定版として機械的に算出した。

2. 試算の結果(暫定版)

農林水産物の生産減少額: 約600億円～約1,100億円

※日米貿易協定とTPP11を合わせた影響を同様に試算すると、農林水産物の生産減少額は、約1,200億円～約2,000億円。

3. 品目ごとの生産額への影響(暫定版)

品目名(計33品目)	生産減少額
米	除外
小麦	約34億円
大麦	約0.5億円
砂糖	0億円
でん粉	約0.5億円
牛肉	約237億円～約474億円
豚肉	約109億円～約217億円
牛乳乳製品	約161億円～約246億円
小豆、いんげん、落花生	0億円
こんにゃくいも	除外
茶	-
加工用トマト	0億円
かんきつ類	約19億円～約39億円
りんご	約2億円～約5億円
パインアップル	除外
鶏肉	約16億円～約32億円
鶏卵	約24億円～約48億円
林産物(合板等)	除外
水産物(あじ等13品目)	除外

〔注意事項〕

- ・ 試算を行った品目の国内生産額の合計は、試算に用いた価格・生産量で機械的に求めると、計約7兆6千億円。
- ・ 3. の生産減少額のうち、「除外」: 交渉で除外を獲得したもの、「0億円」: 交渉結果等により影響が見込まれないもの
「-」: 輸入実績がほとんどないもの